

朝来市特産品等購入促進事業

「あさご おみやげ得々券」

参画店舗応募要領



事業受託者 朝来市観光協会
朝来市

1 商品券「あさご おみやげ得々券」発行目的

コロナ感染症収束後の観光需要の活性化を図るとともに市内への人の流れと実需要喚起を図るため、一定期間、市内の特産品等販売店、お土産店等での消費購入の際に、同店舗で使用できる商品券を配布することにより、市内での観光事業における実需要喚起を図ることを目的とします。

2 商品券「あさご おみやげ得々券」の概要

名称	あさご おみやげ得々券
発行元	[事業受託者] 朝来市観光協会、朝来市
発行枚数	100,000枚（発行額 20,000千円）
額面	1枚 200円
進呈方法	1会計あたり1,000円以上（税込）の購入ごとに商品券1枚を進呈（例えば2,000円の購入で400円分の商品券を進呈）
進呈場所	主に朝来市を訪問する旅行者を対象に「特産品、土産物」を販売する店舗で、事業参加の認定を受けた店舗（参画店舗）。 ※ネット販売は本事業の対象になりません。
進呈期間	9/4（土）～11/30（火）予定 ※配布枚数完了時終了
参画負担金	不要

3 商品券の取り扱いについて

- (1) 商品券は、進呈した店舗での同日限りの利用となります。
- (2) 商品券の額面未滿（200円未滿）での利用は不可となります。
- (3) 進呈対象となる商品は、飲食（食堂、レストラン、ファストフード等の屋台等）を除く、店舗で販売されている商品を対象とします。ただし、たばこ、金券の購入は進呈対象外となります。
- (4) 商品券を利用しての購入については、新たな商品券進呈の対象外となります。
- (5) 商品券の盗難・紛失による損失に対して朝来市観光協会は責任を負いません。

4 参画店舗の応募資格

主に朝来市を訪問する旅行者を対象に、「特産品、土産物」を販売する店舗であること。

- ・特産品とは…ある特定の国や地域で産出された特産品を人の手で加工したもの。その中には工芸品、民芸関連などの非食品も含まれます。
- ・土産物とは…知人や縁者に配る目的で来訪先、旅行先等で買い求めるその土地にちなむ「品物」のこと。

上記の要件を主とし、さらに下記の要件をすべて満たすこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業（同条第1項第1号から3号を除く。）を行っていない者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者。
- (3) 役員等（法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」という。)である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者。

※当事業の趣旨に合致しない場合は、参画をお断りする場合があります。

5 参画店舗の応募方法

応募資格を全て満たし、当事業の趣旨にご賛同いただける方は下記の方法により応募ください。

■応募に必要な書類

- (1) 「あさご おみやげ得々券」参画店舗応募申請書(様式1)
- (2) 誓約書(様式2)

■応募期間

令和3年8月6日(金)～8月17日(火) 17:00必着

■提出先

〒669-5202 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1 朝来市役所本庁舎 西館2階
朝来市観光協会 本部事務局

■応募方法

応募期間内に「持参」または「郵送」にてご応募ください。

※参画店舗者を対象とした説明会を別途開催する予定です。

6. その他

- (1) 参画店舗には、説明会時に事業実施マニュアルを配布します。
- (2) 参画店舗には、広報用の「のぼり」「ポスター」「チラシ」等を配布します。
- (3) 換金事務等については、月清算を基本とし、別途ご案内します。

7. 問い合わせ先

〒669-5202 兵庫県朝来市和田山町東谷213-1 朝来市役所本庁舎 西館2階
朝来市観光協会 本部事務局 電話079-668-9177
担当 吉原(よしはら)、平井(ひらい)、北村(きたむら)